

ID: 3028

担当部署: 産業課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第44条第2項(第48条第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	法第44条第2項の規定による。 (総会の決議) 第44条 2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由 その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に定款の変更 の認可を申請しなければならない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日